



「大切なお客様」として接してくれないと拗ねてしまうような若者には、あえて成長を促す指導などするのは「コスパが悪い」ということで、心が折れない程度のコミュニケーションに留め、また本人にも過度なプレッシャーにならないくらいの（最悪いきなり心が折れたり音信不通になっても困らないくらい重要性が低い）仕事をあてがうくらいが合理的だと判断されるようになる。そうこうしているうちに、自分で自分を厳しく律して行動する人とのスキルや成果の格差はどんどん開いていくことになる。しかも「(自律的にやる人との) 格差が開いてますよ」と教えてくれる人すらいない。

◆無責任だからやさしくなれる

「厳しい大人」がいなくなったいまの世の中では、しかし「やさしい大人」には事欠かない。それは「直接の監督責任・指導責任を負わなくて済むからこそそのやさしさ」であると心得なければならぬ。いうなれば無責任に由来するやさしさだ。

人間は相手になんら責任を取らなくてもよいときであれば、いくらでもやさしい言葉を並べ、大した裏付けもなく楽観的観測を述べたりする。それで相手が変な方向にのぼせ上がってしまうのが、現状に満足して停滞してしまうのが、極言すれば「知ったことではない」からだ。

いまの世の中では「厳しい大人」は希少財だ。なぜなら、責任を負うからこそその厳しさであるからだ（念のため言うておくが、ただ横暴に振る舞いたいだけの人を「厳しい大人」とは言わないし、区別も容易に可能だ）。

本当に残念なことだが、いまの若い人が「厳しい大人」に出会える確率は、ものすごい勢いで低下していると言わざるを得ない。出会えたとしたら本当にラッキーだ。それが人生を変える出会いになる可能性は大いにあるからだ。苦労も多いし、自分の自由な時間も減ってしまうかもしれないが、絶対にその人を手放すべきではない。

◆だれもが「一人二役」を求められる

繰り返しになるが、イチロー氏も指摘するように、いまの時代は若い人にとって快適ではあるが、しかし同時に「酷な時代」だと思う。

世の中には、これまでの時代にはなかったような新しい仕事や創造的な仕事が増え、マクロな労働市場もよくなってきていることはたしかなのだが、若者たちは「がむしゃらに努力する自分」と「自分を厳しく指導する自分」というように、さながらプレーヤーと監督を一人二役でこなさなければ、この時代の持つポジティブな方向の流れにはけっして乗っていけないからだ。

ひと昔前までは「プレーヤーとしての自分」というひとつの役割だけに集中すればそれでよかった。「自分を厳しく監督・指導する役」は別の人やってくれていたのだ。しかし現在はそうではない。自己管理能力が低い人にとっては、たとえ個人として持つ能力やポテンシャルが高かろうが「いい流れ」にはなかなか乗れない。本当にハードな時代の幕開けだ。

「厳しい大人」を、世の中の倫理的水準を高めていくにともなって駆逐したのは私たちだ。厳しい言葉を投げかけ、行動を抑制する人がなくなった分だけ私たちは自由になったし、その自由によって、一緒にいたくない人からは容易に離れられるようになり、心が脅かされにくくなった。

だが、その自由はなにかもを許容してくれるやさしい表情と、すべてを許容するがゆえに一切の手を差し伸べない残酷な表情をあわせ持っている。

拡大版

かくしん労務

「課題解決と要望実現」
一筋で労務管理をサポート

西田 労務 経営 事務所

〒003-0021
札幌市白石区栄通7丁目1-10-305
TEL011-598-9203・FAX011-598-9206
mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

事務局

社会保険労務士 西田 雄二
労働保険事務組合北海道経営者協会

2024年
9月20日発行

2024年

最低賃金の目安発表

従業員の方が最低賃金を満たしているか確認してみましょう！

今年度の最低賃金の目安が発表されました。

最低賃金の確認方法は時給・日給・月給などの給与形態ごとに異なります。計算方法は以下の通りです。

①時給の場合：その方の時給額 \geq 最低賃金であればOK

②日給の場合：日給額 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金であればOK

③月給の場合：月給額 \div 1ヶ月の平均所定労働時間 \geq 最低賃金であればOK

※1ヶ月の平均所定労働時間 = (365日 - 1年の休日合計日数) \times 1日の所定労働時間 \div 12ヵ月

-----上記③の月給額には、次の手当は含みません。-----

- ☆臨時に支払われる賃金（結婚祝金など）
- ☆1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ☆所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ☆所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ☆深夜労働に対して支払われる賃金(深夜割増賃金など)
- ☆精皆勤手当
- ☆通勤手当
- ☆家族手当

お知らせ

1. 社会保険料変更のお知らせ

社会保険料の新保険料は9月（10月支給給与）から変更されますのでご注意ください。該当顧問先様には変更のお知らせを同封いたしますのでご確認ください。

2. 労働保険料2期・3期のご納付と1期領収書のご送付について

労働保険事務組合に加入されております事業主様におかれましては、2期・3期労働保険料のお知らせを同封しておりますのでご確認ください。また、1期労働保険料の領収書を同封しておりますのでご確認ください。

3. 最低賃金に変更されます

厚生労働省より、2024年10月から変更となる最低賃金の目安が発表されましたので、10月分の給与計算の際はご注意ください。(都道府県ごとの最低賃金は3ページでご確認ください。)

4. 社会保険の適用が拡大されます

従業員数が51~100人の企業等で働くパート・アルバイトの方が、2024年10月から新たに社会保険の適用となります。詳しくはお問い合わせください。

フリーランスの取引に関する

新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。



主な法律の内容

義務項目	具体的な内容
書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

地域別最低賃金の一覧(抜すい)

都道府県名	最低賃金時間額【円】		引上げ率【%】	発効年月日
北海道	1,010	(960)	5.2	令和6年10月1日
宮城	973	(923)	5.4	令和6年10月1日
千葉	1,076	(1,026)	4.9	令和6年10月1日
東京	1,163	(1,113)	4.5	令和6年10月1日
神奈川	1,162	(1,112)	4.5	令和6年10月1日
愛知	1,077	(1,027)	4.9	令和6年10月1日
兵庫	1,052	(1,001)	5.1	令和6年10月1日
京都	1,058	(1,008)	5	令和6年10月1日
大阪	1,114	(1,064)	4.7	令和6年10月1日
広島	1,020	(970)	5.2	令和6年10月1日
福岡	992	(941)	5.4	令和6年10月5日
沖縄	952	(896)	6.3	令和6年10月9日
全国加重平均額		(1,004)		—
※括弧書きは、改定前の地域別最低賃金額				

春夏秋冬



イチローも警鐘を鳴らした...「大人に叱ってもらえない」Z世代が直面する「やさしさという残酷」

「厳しい大人」というのは、若者を「一定のラインまで引き上げる」ことを、責任をもって保証してくれる人でもあった。その指導やフィードバックが厳しくても辛くてもしんどくても、とりあえず信じてついていけば、ある程度の高みにまでは自分を運んでくれる、そういう指導責任を頼もしく引き受けてくれる人でもあったのだ。

いまの時代は、そういう「厳しい大人」という存在を、子どもたちにとって加害的であり、抑圧したり心の傷を負う原因となってしまうリスクがあるということで排除してきた。それによって、たしかに子ども時代に理不尽やトラウマを味わう機会が減ったことは間違いないが、かつてそういう人たちによって保証されていた「高み」に上がって来れるかどうかは、完全に「自己責任」になってしまった。

自分で自分を厳しく管理して、「高み」にまで自分を押し上げられる若者はそう多くはない。結果として世の中は二極化が著しくなっている。「勝ち組」はライバルが減った分だけその取り分が大きくなったが、「負け組」になると——負け組になってしまったのは自分の自主性の結果なので——救済の論理はなく、あっさり「自己責任」として突き放される。

(次ページへ)